

地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿（除く空港支局）

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留企画室長 稲垣 貴裕
（公印省略）

紛失等による在留カードの再交付申請手続に必要な書類の一部変更について
（通知）

紛失等による在留カードの再交付申請については、入国・在留審査要領第9編の2第3章第2節第3第4項（3）のとおり、「在留カードの所持を失ったことを証する資料」として警察が発行する遺失届出証明書又は盗難届出証明書（以下「遺失届出証明書等」という。）の提出を求めているところ、行政事務の省力化等の観点から「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）」に基づき、遺失届出受理番号又は盗難届出受理番号を記載した陳述書（以下「陳述書」という。）を原則として「在留カードの所持を失ったことを証する資料」として取り扱うこととしました。

については、在留カードの再交付申請手続について、本年3月3日以降は、下記のとおり取り扱うこととするので通知します。

なお、入国・在留審査要領については、おって改正します。

また、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

1 紛失等による再交付申請手続の提出資料について

下記2の場合を除き、原則として、陳述書の提出をもって在留カードの所持を失ったことを証する資料として取り扱い、在留カードを即日で再交付する。

なお、申請人が従前の取扱いどおり遺失届出証明書等を提出して申請に及んだ場合も同様に在留カードを即日で再交付する。

2 申請内容に疑義がある場合

陳述書の記載内容及び申請人の在留記録を確認し、陳述書の記載内容に疑義がある場合や、短期間に複数回の再交付申請に及んだ者であって合理的な説明がされない等の再交付申請の悪用が疑われる場合については、即日での再発行を行わず、資料提出通知書を申請人に交付した上で遺失届出証明書等の提出を求めるこ

とし、同証明書の提出をもって在留カードを再交付する。

また、再交付の際には各官署の実情を踏まえつつ、必要な指導を行うこととする。

添付物

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 陳述書 | 1 部 |
| 2 | 資料提出通知書 | 1 部 |